

吉野町プロポーザル評価委員会設置要領

（設置）

第1条 吉野町庁舎整備基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルの実施にあたり、委託事業者を厳正かつ公平に選定するため、吉野町プロポーザル評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1）企画提案書等及びプレゼンテーションの評価
- （2）委託事業者の選定
- （3）その他委託事業者の選定に関し必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- （1）副町長
- （2）教育長
- （3）暮らし環境整備課担当参事
- （4）総務課長
- （5）総務課 財政・デジタル推進室長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係者を出席させ、当該職員等から意見を徴し、又は当該職員等に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の非公開）

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町長公室 庁舎・拠点整備推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年8月20日から施行し、吉野町長が委託者を決定した日限り、その効力を失う。